

○国土交通省告示第八百三十九号
船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年八月十七日

国土交通大臣 大畠 章宏

船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示

船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第千四百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三号中「あいおい損害保険株式会社」を「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」に、第四十二号中「British Marine Luxembourg S.A.」を「QBE Insurance (Europe) Limited」に改め、第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号から第四十四号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。